

令和 5 年度小牧市内部統制評価報告書

小牧市長山下史守朗は、地方自治法第 150 条第 4 項の規定による評価を行い、同項に規定する報告書を次のとおり作成しました。

1 内部統制の整備及び運用に関する事項

市長は、本市の内部統制の整備及び運用に責任を有しており、「地方公共団体における内部統制制度の導入・実施ガイドライン」（平成 31 年 3 月総務省公表。以下「ガイドライン」という。）に基づき、「小牧市内部統制基本方針」（令和 5 年 4 月 1 日）を策定し、当該方針に基づき財務及び情報管理に関する事務に係る内部統制体制の整備及び運用を行っております。

なお、内部統制は、内部統制の各基本的要素が有機的に結びつき、一体となって機能することで、その目的を合理的な範囲で達成しようとするものであります。このため、内部統制の目的の達成を阻害する全てのリスクを防止し、又は当該リスクの顕在化を適時に発見することができない可能性があります。

2 評価手続

令和 5 年度を評価対象期間とし、令和 6 年 3 月 31 日を評価基準日として、ガイドラインの「Ⅳ 内部統制評価報告書の作成」に基づき、財務及び情報管理に関する事務に係る内部統制の評価を実施しました。

3 評価結果

上記評価手続のとおり、ガイドラインに規定する評価作業を実施した結果、評価対象期間中の運用上の重大な不備を 2 件把握したため、当該不備に係る財務及び情報管理に関する事務の内部統制は評価対象期間において有効に運用されていないと判断しました。

なお、当該不備を除く財務及び情報管理に関する事務の内部統制は、評価基準日において有効に整備され、及び評価対象期間において有効に運用されていると判断しました。

4 不備の是正に関する事項

上記 3 の運用上の重大な不備は、附属資料「第 3 評価結果」に記載のとおりです。当該不備については、原因分析を行うとともに是正措置をとり、再発防止に取り組んでおります。

令和 6 年 6 月 5 日

小牧市長 山下 史守朗

令和 5 年度小牧市内部統制評価報告書〈附属資料〉

第 1 内部統制制度について

1 内部統制評価報告書の根拠法令

地方自治法第 150 条第 4 項

2 取組概要

内部統制は、住民の福祉の増進を図るという組織目的が達成されるよう、当該目的の達成を阻害する事務上の要因をリスクとしてあらかじめ識別し、当該リスクへの対応策を講じることにより、事務の適正な執行を確保するものです。

本市においては、財務及び情報管理に関する事務の評価を実施しています。なお、本市では、行政委員会等及び地方公営企業についても、市長部局と一体的に内部統制を実施し、評価及び報告の対象としています。

3 実施体制

市長を内部統制の最高責任者とし、内部統制の運用に関し必要な事項の協議等のため小牧市内部統制委員会を設置しています。

なお、事務局は、本市における内部統制の整備及び運用について、推進及び評価の事務を担っています。

第 2 評価手続

1 評価対象期間及び評価基準日

令和 5 年度を評価対象期間とし、令和 6 年 3 月 31 日を評価基準日としました。

2 評価方法

(1) 全庁的な内部統制の評価

事務局において、「地方公共団体における内部統制制度の導入・実施ガイドライン」（平成 31 年 3 月総務省公表。以下「ガイドライン」という。）の「地方公共団体の全庁的な内部統制の評価の基本的考え方及び評価項目」（全 28 項目）に対応する規定等の整備状況等を確認し、整備上及び運用上の不備及び重大な不備の有無について評価を行いました。

(2) 業務レベルの内部統制の評価

ア 自己評価

各部署において財務及び情報管理に関する点検項目として選

定した評価対象リスク項目について、リスク評価シートを用いて、その対応策に係る不備の有無を確認しました。

(ア) 整備状況

整備状況の評価では、評価基準日において、内部統制が存在するのか、規定されている方針及び手続で内部統制の目的を十分に果たすことができるのか、又は規定されている方針及び手続が適切に適用されているか等の観点から、内部統制の不備の有無を判断しました。

(イ) 運用状況

運用状況の評価では、評価対象期間において、整備段階で意図した内部統制の効果が得られておらず、結果として不適切な事項を発生させてしまったのか等の観点から、内部統制の不備の有無を判断しました。

イ 独立的评价

事務局において、各部署から独立した立場で、自己評価と同じ観点により点検し、評価しました。

ウ 重大な不備

重大な不備とは、内部統制の不備のうち、事務の管理及び執行が法令に適合していない、又は適正に行われていないことにより、地方公共団体・住民に対し大きな経済的・社会的な不利益を生じさせる蓋然性の高いもの若しくは実際に生じさせたものをいいます。

なお、評価基準日において整備上の重大な不備が存在する場合又は評価対象期間において運用上の重大な不備が存在する場合には、当該事務に関する内部統制は有効に整備されていない、又は運用されていないと判断し、それらを除く事務に関する内部統制は有効に整備され、及び運用されていると判断しました。

第3 評価結果

1 全庁的な内部統制の評価

評価項目（全 28 項目）について有効性の評価を行った結果、整備上及び運用上の不備並びに重大な不備は認められませんでした。

2 業務レベルの内部統制の評価

(1) 整備状況

評価対象リスク（全 14 項目）について有効性の評価を行った結果、整備上の不備及び重大な不備は認められませんでした。

(2) 運用状況

評価対象リスクについて有効性の評価を行った結果、運用上の不備が認められたものとしては、財務に関する不備が 16 件、情報管理に関する不備が 4 件あり、そのうち、重大な不備は財務に関する不備が 1 件、情報管理に関する不備が 1 件ありました。

重大な不備を除く運用上の不備が認められたリスクについては既に再発防止策を講じ、適正な事務の執行の確保に取り組んでおり、評価基準日において不備の是正を指示するようなものは認められませんでした。

【重大な不備】

ア 小牧市民病院における職員手当の支給漏れ（財務）

発生部署	病院総務課
発生年月	令和 5 年 12 月
不備内容	小牧市民病院において、「宿日直許可」のない当直業務に従事した場合の時間外勤務手当の支給が法令通りに行われていませんでした。これにより、令和 2 年 4 月から令和 6 年 2 月までの期間に当直業務に当たった職員約 280 人に対し、時間外勤務手当との差額計約 8 億円を令和 6 年 5 月に支給しました。
発生原因	「宿日直許可」は、本来、労働基準監督署に届け出る必要がありますが、法令上の手続や運用などについての理解不足により、届出を行わないまま「三次医療従事手当」として定額支給を行い、時間外勤務や深夜勤務に関する割増賃金を含むものとして取り扱っていたことが原因です。

再発防止	医療従事者の労務管理は通常の事務職員等とは違い特殊性があるため、病院内外の専門家の意見を聞きながら業務を進めるとともに、労働基準監督署や愛知県医療勤務環境改善センターの労務アドバイザー等にも相談し、再発防止に取り組んでいます。
------	---

イ 市ホームページ上における個人情報の誤掲載（情報管理）

発生部署	支え合い協働推進課
発生年月	令和５年５月
不備内容	市ホームページ内のオープンデータライブラリにおいて、こまき支え合いいきいきポイント登録者（平成２９年、平成３０年登録者、約１,０００名分）の個人情報を掲載（※）し、令和３年５月から令和５年５月までの長期間にわたり閲覧可能な状態としていました。 ※住民の氏名、性別、年齢、生年月日、郵便番号、住所、電話番号及びポイント数情報
発生原因	こまき支え合いいきいきポイントに関してポイント数や個人情報を管理していたファイルの中に公開予定ではないシートが含まれているかどうかの確認を怠り、個人情報の記載があるシートを添付したまま公開してしまったことが原因です。
再発防止	市ホームページ上に使用するファイルに個人情報が含まれていないか複数の職員が確認するよう徹底します。また、ホームページを公開する際には、公開ページを作成した職員とは別の職員が、個人情報が含まれていないかどうか再度確認を徹底します。さらに、最高情報セキュリティ管理者である副市長名で通知文を発出し、個人情報漏えい防止策の徹底を求めるなど、再発防止に取り組んでいます。

●全庁的な内部統制の評価の基本的な考え方及び評価項目

【統制環境】

1 長は、誠実性と倫理観に対する姿勢を表明しているか。

評価項目	整備・運用状況
1-1 長は、地方公共団体が事務を適正に管理及び執行する上で、誠実性と倫理観が重要であることを自らの指示、行動及び態度で示しているか。	(主な例規・計画・制度等) ・小牧市内部統制基本方針 ・小牧市内部統制委員会設置要綱 ・小牧市人材育成基本方針 ・小牧市職員服務規程
1-2 長は、自らが組織に求める誠実性と倫理観を職員の行動及び意思決定の指針となる具体的な行動基準等として定め、職員及び外部委託先並びに住民等の理解を促進しているか。	・小牧市職員行動指針 ・小牧市職員懲戒取扱規則 ・懲戒処分の基準(処分量定及び公表の基準) ・小牧市職員等の公益通報に関する要綱
1-3 長は、行動基準等の遵守状況に係る評価プロセスを定め、職員等が逸脱した場合には、適時にそれを把握し、適切に是正措置を講じているか。	(主な取組等) ・市長からのメッセージの発信 ・事務を適正に執行するための各種通知文書の発出 ・職員倫理研修の実施

2 長は、内部統制の目的を達成するに当たり、組織構造、報告経路及び適切な権限と責任を確立しているか。

評価項目	整備・運用状況
2-1 長は、内部統制の目的を達成するために適切な組織構造について検討を行っているか。	(主な例規・計画・制度等) ・小牧市行政組織規則 ・小牧市内部統制基本方針 ・小牧市内部統制委員会設置要綱
2-2 長は、内部統制の目的を達成するため、職員、部署及び各種の会議体等について、それぞれの役割、責任及び権限を明確に設定し、適時に見直しを図っているか。	・小牧市職務権限規程 (主な取組等) ・内部統制委員会の開催 ・リスクの評価と対応の実施 ・組織改正の実施

3 長は、内部統制の目的を達成するにあたり、適切な人事管理及び教育研修を行っているか。

評価項目	整備・運用状況
3-1 長は、内部統制の目的を達成するために、必要な能力を有する人材を確保及び配置し、適切な指導や研修等により能力を引き出すことを支援しているか。	(主な例規・計画・制度等) ・小牧市人材育成基本方針 ・小牧市職員研修規程 ・職員研修計画 (主な取組等) ・職員研修の実施
3-2 長は、職員等の内部統制に対する責任の履行について、人事評価等により動機付けを図るとともに、逸脱行為に対する適時かつ適切な対応を行っているか。	(主な例規・計画・制度等) ・人事評価 ・小牧市職員懲戒取扱規則 ・懲戒処分の基準(処分量定及び公表の基準) (主な取組等) ・人事評価の実施

【リスクの評価と対応】

- 4 組織は、内部統制の目的に係るリスクの評価と対応ができるように、十分な明確さを備えた目標を明示し、リスク評価と対応のプロセスを明確にしているか。

評価項目	整備・運用状況
4-1 組織は、個々の業務に係るリスクを識別し、評価と対応を行うため、業務の目的及び業務に配分することのできる人員等の資源について検討を行い、明確に示しているか。	(主な例規・計画・制度等) ・小牧市内部統制基本方針 ・人事異動 ・職員の流動的配置に関する要綱 ・職員配置計画 (主な取組等) ・人事異動、流動的配置の実施 ・職員配置ヒアリング
4-2 組織は、リスクの評価と対応のプロセスを明示するとともに、それに従ってリスクの評価と対応が行われることを確保しているか。	(主な例規・計画・制度等) ・小牧市内部統制基本方針 ・小牧市内部統制実施方針 (主な取組等) ・リスクの評価と対応の実施

- 5 組織は、内部統制の目的に係るリスクについて、それらを識別し、分

類し、分析し、評価するとともに、評価結果に基づいて、必要に応じた対応をとっているか。

評価項目	整備・運用状況
5-1 組織は、各部署において、当該部署における内部統制に係るリスクの識別を網羅的に行っているか。	(主な例規・計画・制度等) ・小牧市内部統制基本方針 ・小牧市内部統制実施方針 (主な取組等) ・リスクの評価と対応の実施
5-2 組織は、識別されたリスクについて、以下のプロセスを実施しているか。 1) リスクが過去に経験したものであるか否か、全庁的なものであるか否かを分類する 2) リスクを質的及び量的(発生可能性と影響度)な重要性によって分析する 3) リスクに対していかなる対応策をとるかの評価を行う 4) リスクの対応策を具体的に特定し、内部統制を整備する	
5-3 組織は、リスク対応策の特定に当たって、費用対効果を勘案し、過剰な対応策をとっていないか検討するとともに、事後的に、その対応策の適切性を検討しているか。	

6 組織は、内部統制の目的に係るリスクの評価と対応のプロセスにおいて、当該組織に生じうる不正の可能性について検討しているか。

評価項目	整備・運用状況
6-1 組織において、自らの地方公共団体において過去に生じた不正及び他の団体等において問題となった不正等が生じる可能性について検討し、不正に対する適切な防止策を策定するとともに、不正を適時に発	(主な例規・計画・制度等) ・小牧市内部統制基本方針 ・小牧市内部統制実施方針 ・不適切な事務処理に対する取扱基準 (主な取組等)

見し、適切な事後対応策をとるための体制の整備を図っているか。	・リスクの評価と対応の実施
--------------------------------	---------------

【統制活動】

- 7 組織は、リスクの評価及び対応において決定された対応策について、各部署における状況に応じた具体的な内部統制の実施とその結果の把握を行っているか。

評価項目	整備・運用状況
7-1 組織は、リスクの評価と対応において決定された対応策について、各部署において、実際に指示通りに実施されていることを把握しているか。	(主な例規・計画・制度等) ・小牧市内部統制基本方針 ・小牧市内部統制実施方針 (主な取組等) ・リスクの評価と対応の実施
7-2 組織は、各職員の業務遂行能力及び各部署の資源等を踏まえ、統制活動についてその水準を含め適切に管理しているか。	

- 8 組織は、権限と責任の明確化、職務の分離、適時かつ適切な承認、業務の結果の検討等についての方針及び手続を明示し適切に実施しているか。

評価項目	整備・運用状況
8-1 組織は、内部統制の目的に応じて、以下の事項を適切に行っているか。 1) 権限と責任の明確化 2) 職務の分離 3) 適時かつ適切な承認 4) 業務の結果の検討	(主な例規・計画・制度等) ・小牧市行政組織規則 ・小牧市職務権限規程 ・小牧市内部統制基本方針 ・小牧市内部統制実施方針 ・小牧市予算決算会計規則 (主な取組等) ・適正な決裁手続の実施
8-2 組織は、内部統制に係るリスク対応策の実施結果について、担当者による報告を求め、事後的な評	

価及び必要に応じた是正措置を行っているか。	・ 不適切な事務処理に対する取扱基準 （主な取組等） ・ リスクの評価と対応の実施 ・ 不適切な事務処理に対する再発防止の実施
------------------------------	--

【情報と伝達】

9 組織は、内部統制の目的に係る信頼性のある十分な情報を作成しているか。

評価項目	整備・運用状況
9－1 組織は、必要な情報について、信頼ある情報が作成される体制を構築しているか。	（主な例規・計画・制度等） ・ 小牧市文書取扱規程 ・ 小牧市職務権限規程 （主な取組等） ・ 庁内グループウェアにおける各種手引の掲載 ・ 適正な決裁手続の実施
9－2 組織は、必要な情報について、費用対効果を踏まえつつ、外部からの情報を活用することを図っているか。	（主な例規・計画・制度等） ・ 「市民の声」制度 ・ パブリックコメント制度 （主な取組等） ・ 「市民の声」の受付と対応の実施 ・ パブリックコメントの実施
9－3 組織は、住民の情報を含む個人情報等について、適切に管理を行っているか。	（主な例規・計画・制度等） ・ 小牧市個人情報の保護に関する法律施行条例 ・ 小牧市個人情報の保護に関する法律等施行細則 ・ 小牧市保有個人情報の安全管理に関する要綱 ・ 小牧市情報セキュリティポリシー

	(主な取組等) ・個人情報の適正な取扱いに関する 通知文書の発出 ・個人情報保護に関する研修の実 施
--	--

10 組織は、組織内外の情報について、その入手、必要とする部署への伝達及び適切な管理の方針と手続を定めて実施しているか。

評価項目	整備・運用状況
10-1 組織は、作成された情報及び外部から入手した情報が、それらを必要とする部署及び職員に適時かつ適切に伝達されるような体制を構築しているか。	(主な例規・計画・制度等) ・小牧市文書取扱規程 ・小牧市内部統制委員会設置要綱 ・「市民の声」制度 (主な取組等) ・内部統制委員会の開催 ・「市民の声」の受付と対応の実施
10-2 組織は、組織内における情報提供及び組織外からの情報提供に対して、かかる情報が適時かつ適切に利用される体制を構築するとともに、当該情報提供をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制を構築しているか。	(主な例規・計画・制度等) ・小牧市職員等の公益通報に関する要綱 (主な取組等) ・職員等からの公益通報の受付と対応の実施

【モニタリング】

11 組織は、内部統制の基本的要素が存在し、機能していることを確かめるために、日常的モニタリング及び独立的評価を行っているか。

評価項目	整備・運用状況
11-1 組織は、内部統制の整備及び運用に関して、組織の状況に応じたバランスの考慮の下で、日常的モニタリング及び独立的評価を実施するとともに、それに基づく内部統制	(主な例規・計画・制度等) ・小牧市職務権限規程 ・小牧市内部統制基本方針 ・小牧市内部統制実施方針

の是正及び改善等を実施しているか。	・不適切な事務処理に対する取扱基準
11-2 モニタリング又は監査委員等の指摘により発見された内部統制の不備について、適時に是正及び改善の責任を負う職員へ伝達され、その対応状況が把握され、モニタリング部署又は監査委員等に結果が報告されているか。	(主な取組等) ・リスクの評価と対応の実施 ・不適切な事務処理に対する再発防止の実施 ・監査委員指摘事項の情報共有

【ICTへの対応】

12 組織は、内部統制の目的に係る ICT 環境への対応を検討するとともに、ICT を利用している場合には、ICT の利用の適切性を検討するとともに、ICT の統制を行っているか。

評価項目	整備・運用状況
12-1 組織は、組織を取り巻く ICT 環境に関して、いかなる対応を図るかについての方針及び手続を定めているか。	(主な例規・計画・制度等) ・小牧市情報セキュリティポリシー ・小牧市デジタルイノベーション推進計画
12-2 内部統制の目的のために、当該組織における必要かつ十分な ICT の程度を検討した上で、適切な利用を図っているか。	・小牧市情報セキュリティ監査実施要綱 (主な取組等)
12-3 組織は、ICT の全般統制として、システムの保守及び運用の管理、システムへのアクセス管理並びにシステムに関する外部業者との契約管理を行っているか。	・情報セキュリティ研修の実施 ・情報セキュリティ遵守に関する通知文書の発出 ・情報セキュリティ内部監査の実施
12-4 組織は、ICT の業務処理統制として、入力される情報の網羅性や正確性を確保する統制、エラーが生じた場合の修正等の統制、マスター・データの保持管理等に関する体制を構築しているか。	・システムベンダーとの保守・運用契約の締結

●業務レベルの内部統制の評価対象リスク及び不備の件数

分類		評価対象リスク	不備の件数
財務	収入・支出	1 収納金の過大徴収・過少徴収	5
		2 予算消化のための経費支出	0
		3 旅費の不適正な支給	7
		4 支払誤り（支払の遅延など）	4
		5 不適正な補助金の交付	0
		6 システム導入・改修時のシステム計算誤り	0
	契約	7 不適切な契約（価格、内容など）による業務委託	0
		8 委託業務内容の不適切な履行	0
		9 不十分な検収、検査調書の不備	0
	資産管理	10 公金等の不十分な管理	0
		11 固定資産の登録や処分処理漏れ	0
情報管理	個人情報保護	12 個人情報等の漏えい・紛失	4
	情報セキュリティ	13 コンピュータウイルス感染・不正アクセスによる機密情報等の漏えい	0
		14 メール送信先・郵送先誤りによる機密情報等の漏えい	0

合計 20 件